破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４７０号
兵庫県尼崎市口田中２丁目１番２号
債務者　株式会社あまきゅう
代表者代表取締役　山本　修三
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　　純
4　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年12月18日午後２時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９６４６号
神奈川県海老名市上郷４丁目４番25号
債務者　日東工機株式会社
代表者代表取締役　波立　一男
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝野めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成25年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０７号
岩手県奥州市水沢区中町１番地25
債務者　有限会社一世商事
代表者代表取締役　佐々木　佳
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　瑞彦
4　破産債権の届出期間　平成25年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２０号
石川県羽咋郡志賀町富来地頭町八の195番地、現実に営業していた場所石川県羽咋郡志賀町相神ノ20番地
債務者　増穂ケ浦観光有限会社
代表者取締役　中村　政子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　　覚
4　破産債権の届出期間　平成25年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第３４０号
川崎市川崎区塩浜４丁目６番19号
債務者　有限会社葉山精機
代表者代表取締役　行谷　憲司
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床呂　東子
4　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
静岡県焼津市小川字汐入3727番地
債務者　株式会社いちふじ
代表者代表取締役　中野　　勝
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　隆広
4　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７２号
神奈川県伊勢原市上粕屋1620番地の13
債務者　有限会社大成モールド
代表者代表取締役　日比野卓三
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　紀光
4　破産債権の届出期間　平成25年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午後１時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７５０号
東京都調布市国領町２丁目５番地15コクティーB109―２
債務者　株式会社マキハウジング
代表者代表取締役　武田　敏男
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　智明
4　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７２４号
京都市左京区松ケ崎修理式町１番地、２―B
債務者　株式会社ヒロ・プランニング
代表者代表取締役　土坂　恭裕
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加芝　雄樹
4　破産債権の届出期間　平成25年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０１号
岐阜県羽島郡笠松町長池646番地の１
債務者　株式会社大豊
代表者代表取締役　横川　重夫
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保　等
4　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２８７号
奈良県生駒市菜畑町2314番地353
債務者　株式会社橋本工業
代表者代表取締役　橋本　雅博
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　誠
4　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午後１時10分
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８８号
岡山県津山市高野山西1909番地の６
債務者　岡山モリテツ電機株式会社
代表者代表取締役　正躰　豊太
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　健二
4　破産債権の届出期間　平成25年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２５９号
埼玉県熊谷市新堀1145番地１
債務者　株式会社オートファクトリーシブヤ
代表者代表取締役　渋谷　章次
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保岡　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午前11時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３７号
埼玉県所沢市大字山口973番地の５
債務者　株式会社藤倉
代表者代表取締役　佐藤　明夫
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時40分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３６５０号
大阪府高槻市南平台４丁目25番９号
債務者　株式会社セオハウスコウプ
代表者代表取締役　瀬尾　　隆
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７６８号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目５番17号
債務者　株式会社シャンブル
代表者代表取締役　福地　　智
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部